

## 下関市地域サポート職員制度実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例（平成26年条例第54号。以下「条例」という。）に基づく住民自治によるまちづくりを推進し、まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の設立、運営及び活動を支援する地域サポート職員制度の実施に関し必要な事項を定め、もって参加と協働のまちづくりに資することを目的とする。

(対象地区)

**第2条** 本制度の対象地区（以下「対象地区」という。）は、条例に基づく協議会を設立しようとする地区又は設立された地区とする。

(地域サポート職員の配置)

**第3条** 第1条の目的を達成するため、対象地区に関する職務を担当する地域サポート職員を置く。

- 2 市長は、まちづくり支援課地域サポート室に配属する職員を地域サポート職員として任命する。
- 3 対象地区ごとにリーダー1人、サブリーダー1人を置き、地域サポート職員のうちからまちづくり支援課において定める。

(地域サポート職員の職務)

**第4条** 地域サポート職員は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 協議会の設立、運営及び活動に係る情報の収集及び提供並びに指導及び助言に関すること。
  - (2) 協議会のまちづくり活動に関する会議、行事等に参加すること。
  - (3) 地区の課題等実態を把握し、必要な支援内容について調整すること。
  - (4) 協議会と市との連絡・調整に関すること。
  - (5) 地区のまちづくり計画の策定、各種事務手続き等を支援すること。
  - (6) 地域サポート職員等の活動状況の記録及び報告に関すること。
  - (7) その他、住民自治によるまちづくりの推進に関すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、地域サポート職員は、当該協議会の次に掲げる事務については、処理することができない。

- (1) 現金、通帳、印鑑、有価証券等の保管、経理及び出納に関する事務
- (2) 事業計画書、収支予算書、実績報告書、決算書等を主として企画又は作成する事務

(地域サポート職員連絡会議)

**第5条** 各対象地区での取組状況の把握、情報共有及び相互調整を図るため、必要に応じて地域サポート職員連絡会議を開催する。

2 地域サポート職員連絡会議は、まちづくり推進部長、まちづくり支援課長、地域サポート室長及び地域サポート職員をもって構成する。

3 まちづくり推進部長が必要と認める場合は、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(委任)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、地域サポート職員制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。